地方独立行政法人大阪産業技術研究所
一般競争入札心得（物品）

平成２９年４月１日制定

（目的）
第１条　この心得は、地方独立行政法人大阪産業技術研究所（以下「法人」という。）が行う一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。
（法令等の遵守）
第２条　入札参加者は、法人が定める規程及びその他の法令並びに入札説明書、契約書案の各条項、この心得、入札説明事項等を遵守しなければならない。
２　入札参加者は、入札に際し、入札執行担当職員の指示に従い、円滑な入札に協力しなければならない。
３　入札参加者は、不穏当な言動等により正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の迷惑になるようなことを行ってはならない。
４　入札参加者は、仕様書その他契約締結に必要な条件を熟知の上、入札しなければならない。
（公正な入札の確保）
第３条　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）、刑法（明治４０年法律第４５号）等に抵触する行為を行ってはならない。
２　入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
３　入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を開示してはならない。
（入札）
第４条　入札参加者は、所定の入札書に記名押印の上、指定された日時及び場所において、入札箱に投入しなければならない。
２　入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を持参させ、入札執行時までに提出しなければならない。この場合において、入札書には委任者と代理人を併記し、代理人の押印をもって入札するものとする。
３　入札参加者又は入札参加者の代理人は、同一の入札に参加する他の入札参加者の代理人を兼ねることはできない。
４　入札参加者は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要な関係書類を併せて提出しなければならない。

５　入札参加者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると入札執行担当職員が認めたときは、当該入札を延期又は中止することがある。
６　入札の執行に際して、天災地変その他やむを得ない理由があると認められるときは、その執行を延期し、又は取りやめることがある。
７　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の８％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１０８分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。
８　入札場には、入札参加者並びに入札執行担当職員及び当該入札に立ち会う職員以外の者は入場することができない。
９　入札参加者は、入札場に入場しようとするときは入札執行担当職員に一般競争入札参加資格審査結果通知書（写し可）を提示しなければならない。
（入札の辞退）
第５条　入札参加者は、入札の完了まで、いつでも入札を辞退することができる。ただし、一旦、辞退した場合は、それを撤回し、又は当該入札に再度参加することができない。
２　入札参加者が入札を辞退するときは、次の各号に掲げるところにより行うものとする。
⑴ 入札前にあっては、入札辞退届を提出するものとする。
⑵ 入札中にあっては、入札辞退の旨を入札書に記載し、入札箱に投入するものとする。
３　入札時間を過ぎても入札書を提出しない場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものとみなす。
４　入札を辞退した者は、これを理由として不利益な取扱いを受けるものではない。
（入札書の書換等の禁止）
第６条　入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
（開札）
第７条　開札は、入札終了後、直ちに当該入札場所において入札参加者を立ち会わせて行い、その結果を口頭で知らせる。
２　入札参加者は、開札開始後入札場に入場することができない。
（無効の入札）
第８条　次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
⑴　所定の日時及び場所に提出しない入札
⑵　委任状を持参しない代理人のした入札
⑶　記名押印を欠く入札
⑷　金額を訂正した入札又は金額の記載の不鮮明な入札

(5)　誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
(6)　談合その他の不正行為を行ったと認められる入札
(7)　同一の入札について、２以上の入札をした者の入札
(8)　同一入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
(9)　同一の入札について、２以上の代理人をした者の入札
(10) 提案機種届出書を提出しない者、仕様書に適合しない提案機種届出書を提出した者又は提案機種届出書に不足等があるときに指定した期日までに追加資料を提出しない者がした入札
(11) 前各号に掲げるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

（失格）

第９条　開札から落札決定までの期間において、次の各号のいずれかに該当した者は、失格とする。

(1) 地方独立行政法人大阪産業技術研究所入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当した者
(2) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当した者
(3) 法人及び設置団体との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けた者

（落札者の決定）

第１０条　有効な入札を行った者のうち、契約希望金額が予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とし、その者の契約希望金額を落札金額とする。この場合において、落札金額に１円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。ただし、落札者となるべき最低の価格での入札をした者が２者以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する（当該入札をした者は、くじを辞退することはできないものとし、くじを引かない者があるときは、これに代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。）。

（再度の入札）

第１１条　開札において、落札者とすべき者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、２回以内とする。

２　前項による再度の入札を行うとき、次の各号のいずれかに該当する入札をした者は再度の入札に参加することができない。

(1) 第９条第１号及び第２号又は第６号から第 10 号までのいずれかに該当し無効とされた入札をした者
(2) 第９条第１１号の規定により無効とされた入札をした者で再度の入札に参加させることが不適当と認められる者

（契約保証金等）

第１２条　落札者は、契約金額の１００分の５以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金に代わる担保として法人が認めた有価証券の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除する。

⑴ 法人を被保険者とした履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の１００分の５以上とする。）を保険会社と締結し、その保険証書を法人に寄託した場合

⑵ 法人、国（公庫、公団を含む。）、地方公共団体又は独立行政法人と同種類及び同規模（当該契約金額の 7 割以上）の契約履行実績が過去２年間で２件以上ある場合で、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認める場合（落札者の申請による。）

（契約書の提出）

第１３条　契約書を作成する場合において、落札者は、契約書に記名押印し、落札決定の日から契約担当者が指定する日までに提出しなければならない。

２　落札者は、地方独立行政法人大阪産業技術研究所発注工事等に係る暴力団排除等手続要領に規定する暴力団又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を、落札決定後速やかに提出しなければならない。

３　落札者が前２項に定める契約書及び誓約書を提出しないときは、落札者としての権利を失う。

（違約金の徴収）

第１４条　落札者が契約を締結しないときは、落札金額の１００分の２に相当する金額を違約金として徴収する。

（異議の申立て）

第１５条　入札参加者は、入札後、この心得、契約書案の各条項、仕様書又は入札説明事項について、不明又は錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。

（その他）

第１６条　入札参加者は、入札に際しては、すべて入札執行担当職員の指示に従わなければならない。